

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第2号
主務官庁	経 済 産 業 省

委託加工貿易契約による輸出承認申請書

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_ 申請年月日 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※承認番号	
※有効期限	

次の委託加工貿易契約による輸出の承認を申請します。

- 1 契約の相手方 \_\_\_\_\_ 住 所 \_\_\_\_\_
- 2 輸 出
  - (1) 仕 向 地 \_\_\_\_\_ 国 \_\_\_\_\_ 経 由 地 \_\_\_\_\_
  - (2) 商品（加工原材料）内容明細

商 品 名	型及び等級	単 位	数 量	価 額		時 期
				単 価	総 額	
			計		計	

(ただし、数量及び総額が \_\_\_\_\_ %増加することがある。)

- 3 輸 入
  - (1) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	単 位	数 量	価 額		時 期
				単 価	総 額	
			計		計	

(ただし、数量及び総額が \_\_\_\_\_ %増加することがある。)

- 4 加 工
  - (1) 加工内容 \_\_\_\_\_

(2) 加工賃単価 \_\_\_\_\_ 総 額 \_\_\_\_\_

(3) 加工賃として引き渡す商品内容明細

商 品 名	型及び等級	単 位	数 量	価 額	
				単 価	総 額
			計		計

5 備 考 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 承認又は不承認

この委託加工貿易契約による輸出承認申請は、輸出貿易管理令第2条第1項第二号（及び第 条第 項第 号）並びに外国為替及び外国貿易法第67条第1項の規定により

次の条件を付して承認する。

承認しない。

条 件 この承認証が使用済みとなったとき又はこの承認証に基づく貨物の輸出及び輸入を行わなかったときは、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

経済産業大臣の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

(裏面)

※ 輸 出 通 関

税関申告番号	商品名	船積数量	送り状金額	通関月日及び 税関記名押印

※ 輸 入 通 関

税関申告 番号	商 品 名	送り状数 量	送り状金 額	通関数量	通関金額	通関月日 及び税関 記名押印

- 注 (1) ※印の欄は記入しないで下さい。  
(2) 記載事項は、やむを得ない場合は、英語で記入しても差し支えありません。  
(3) 用紙の大きさはA列4番とします。